

食品衛生関係業界団体 各位

健康医療部長

大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例等の一部改正について（通知）

日頃から、本府食品衛生行政の推進に御理解、御協力を頂き誠にありがとうございます。

大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和4年大阪府条例第23号）が、令和4年3月29日に、また、大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和4年大阪府規則第36号）が令和4年3月30日に公布されました。これにより、大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号。以下「条例」という。）及び大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例施行規則（昭和60年大阪府規則第8号。以下「規則」という。）の一部が、令和4年4月1日に改正されましたのでお知らせします。

なお、改正の趣旨等は下記のとおりです。また、本府ホームページでは、本改正内容の詳細を説明していますので御参照ください。

つきましては、貴団体傘下関係者の皆様に対し、本改正について周知していただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年生食発1031第6号）及び「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和2年生食発0501第10号）において、ふぐ処理者の認定については、認定基準に適合する認定要件に基づいた都道府県等が実施する試験を受験し、ふぐの処理に必要な知識及び技術等を有すると認められた者を認定することとされたことから、条例第10条に規定するふぐ処理講習会を国の認定基準に適合するふぐ処理試験に変更するための改正を行った。また、規則においても関係する規定の改正を行った。

2 改正の内容

- (1) 条例に規定するふぐ処理講習会に関する規定をふぐ処理試験に変更した。
 - ・ 条例第3条の登録の要件を、府が実施したふぐ処理試験に合格した者等に変更した。
 - ・ 条例第10条に規定されるふぐ処理講習会をふぐ処理試験に変更した。また、受験に係る要件を規定した。
 - ・ 条例第13条に規定される登録の取消しについて、偽りその他不正の手段により登録を受けた者に対する措置等を追加した。
 - ・ 条例第16条に規定される手数料について、講習会の講習手数料を試験の受験手数料に変更した。
 - ・ 既存のふぐ処理登録者に対する経過措置及び特例について規定した。
 - ・ 現行条例に基づくふぐ処理講習会を修了し、登録をしていない者等に対する経過措置について規定した。
- (2) 条例に規定する指定ふぐ処理講習会に関する規定を削除した。
 - ・ 条例第10条の指定ふぐ処理講習会に関する規定を削除した。
 - ・ 条例第11条、第12条及び第14条を削除した。
- (3) 規則に規定するふぐ処理講習会に関する規定をふぐ処理試験に変更した。
 - ・ 規則第12条に規定されるふぐ処理講習会の科目を国通知（認定基準）に準じたふぐ処理試験の科目へ変更し、講習会の修了に必要な時間数の規定を削除した。
 - ・ 規則第8条の講習会実施の公示に関する規定を削除した。
 - ・ ふぐ処理登録者証（様式2号（第2条関係））を改正条例での認定者用（様式2号）と現行条例での認定者用（別記様式）の2種に分割した。
 - ・ ふぐ処理講習会受講申込書（様式第7号（改正後の第8条関係））で受講票に関する部分を削除した。
- (4) 規則に規定する指定ふぐ処理講習会に関する規定を削除した。
 - ・ 指定ふぐ処理講習会の指定に関する規定を削除した。（第10条及び第11条）
 - ・ 様式第9号（第13条関係）を削除した。

3 施行日

令和4年4月1日

4 大阪府ホームページ

「ふぐ条例の一部改正とふぐ処理試験について」

URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/hugu/hugushiken.html>

（問い合わせ先）

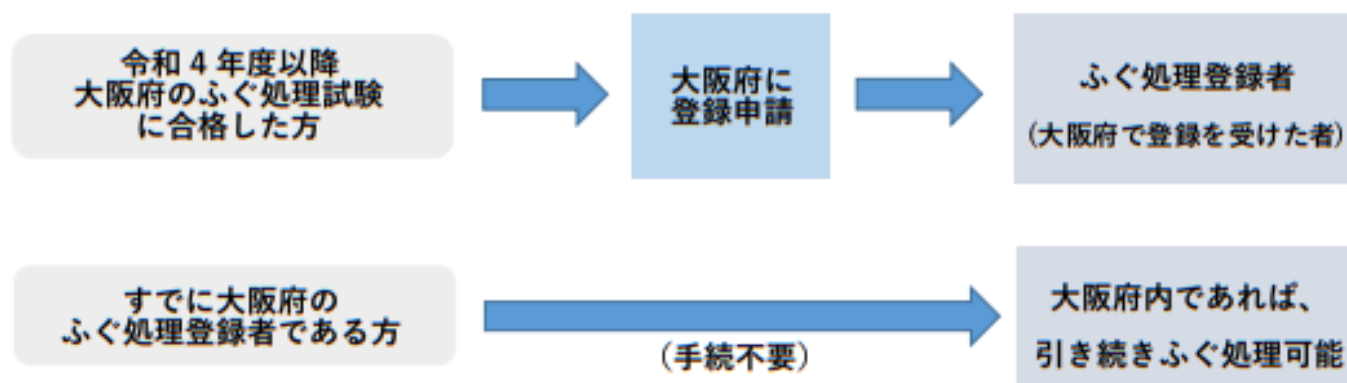
健康医療部生活衛生室食の安全推進課
食品安全グループ

電話 06-6944-6705

ふぐ処理登録者の規制に関する条例の改正について

- 大阪府においては、府内で業としてふぐ処理に従事しようとする者に知事への登録を義務付け、登録を受けた者（ふぐ処理登録者）に限ってふぐ処理を行うことを認めています。
- 今般、厚生労働省から通知が発出され、これまで各自治体が独自に条例や要綱等で定めていたふぐ処理者の認定基準等について全国的に平準化を図ることになり、ふぐ処理者の認定に必要な知識及び技術については、試験により確認することとされました。
- 上記通知を踏まえ、大阪府においても令和4年4月に「大阪府ふぐ処理登録者の規制に関する条例」を改正し、令和3年度まで実施してきたふぐ処理講習会に代わって、国の定める認定基準を満たした「ふぐ処理試験」を令和4年度から実施します。

ふぐ処理登録者の取扱いについて（詳細は府HPにてご確認ください）



- 令和3年度までに府が実施したふぐ処理講習会を修了した方のうち、まだ府に登録されていない方については、令和4年10月1日以降、新たに登録ができなくなります。登録を希望される方は、**令和4年9月30日までに**速やかに登録を済ませてください。
- 他府県の免許（資格）等を所有している方が、大阪府に登録を希望される場合は、食の安全推進課食品安全グループにご相談ください。
- 府のふぐ処理試験に合格し、他の自治体でふぐ処理を希望される方は、自治体によって府資格の取扱いが異なりますので、各自治体にお問い合わせください。

問合せ

大阪府健康医療部生活衛生室 食の安全推進課食品安全グループ
TEL 06-6944-6705 月～金曜日 9時～18時（祝日を除く）
FAX 06-6942-3910

令和4年度ふぐ処理試験実施スケジュールについて

令和4年度からのふぐ処理講習会の試験化に伴い、従来とは申込時期や方法等が異なりますのでご注意ください。

令和4年度のふぐ処理試験は、下記の日程により実施する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等により、変更になることがありますのでご注意ください。

最新の情報は、食の安全推進課 HP（ふぐ処理試験について）をご確認ください。

<URL> <https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/hugu/hugushiken.html>



記

試験詳細公表日（予定）

5月中旬

申込受付期間（予定）

6/1（水）－6/30（木）

【学科試験】 10/2（日）午後

場所：大阪府内にて実施予定

【実技試験】 11/14(月), 15(火), 17(木), 18(金), 21(月), 22(火), 24(木)のうち、府の指定するいずれか1日

場所：大阪市内にて実施予定

受験手数料

18,000円

問合せ

大阪府健康医療部生活衛生室 食の安全推進課食品安全グループ
TEL 06-6944-6705 月～金曜日 9時～18時（祝日を除く）
FAX 06-6942-3910